資料７－２

○北海道胆振地域公共交通計画の一部を次のとおり改定する。

新旧対照表

新

P160

路線名	役割	維持確保の方針	主に係る市町
■道南バス ・洞爺湖温泉線 【R4 輸送量：6.6 人】	・西部地域の壮瞥町、洞爺湖町間における通勤や私用などの生活を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。 ・一方で、西部地域の観光地である洞爺湖温泉までのアクセス交通であることから、観光目的でも一定程度利用されている。	・地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）を活用し、かつ関係する市町等と道南バス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、利用実態・ニーズに応じた見直しなど持続可能な移動手段の確保のための最適化について検討を行う。	・壮瞥町 ・洞爺湖町 ~~・豊浦町~~ （※２） （※３）
■道南バス ・豊浦線 【R4 輸送量：8.0 人】 ※１、２（令和６年１０月１日から系統廃止）	・西部地域の伊達市、豊浦町、洞爺湖町間における買い物や通勤、通院、私用などの生活を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。	・地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）を活用し、かつ関係する市町等と道南バス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、路線形態も含め持続可能な移動手段の確保のための最適化について検討を行う。	・伊達市 ・豊浦町 ・洞爺湖町
■道南バス ・洞爺湖温泉線② 【R4 輸送量：8.8 人】	・西部地域の壮瞥町、洞爺湖町間における通勤や通院などの生活を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。 ・一方で、西部地域の観光地である洞爺湖温泉までのアクセス交通であることから、観光目的でも一定程度利用されている。	・地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）を活用し、かつ関係する市町等と道南バス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、利用実態・ニーズに応じた見直しなど持続可能な移動手段の確保のための最適化について検討を行う。	・壮瞥町 ・洞爺湖町

旧

P160

路線名	役割	維持確保の方針	主に係る市町
■道南バス ・洞爺湖温泉線 【R4 輸送量：6.6 人】	・西部地域の壮瞥町、洞爺湖町間における通勤や私用などの生活を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。 ・一方で、西部地域の観光地である洞爺湖温泉までのアクセス交通であることから、観光目的でも一定程度利用されている。	・地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）を活用し、かつ関係する市町等と道南バス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、利用実態・ニーズに応じた見直しなど持続可能な移動手段の確保のための最適化について検討を行う。	・壮瞥町 ・洞爺湖町 ・豊浦町 （※２）
■道南バス ・豊浦線 【R4 輸送量：8.0 人】 ※１、２（令和６年１０月１日から系統廃止）	・西部地域の伊達市、豊浦町、洞爺湖町間における買い物や通勤、通院、私用などの生活を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。	・地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）を活用し、かつ関係する市町等と道南バス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、路線形態も含め持続可能な移動手段の確保のための最適化について検討を行う。	・伊達市 ・豊浦町 ・洞爺湖町
■道南バス ・洞爺湖温泉線② 【R4 輸送量：8.8 人】	・西部地域の壮瞥町、洞爺湖町間における通勤や通院などの生活を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。 ・一方で、西部地域の観光地である洞爺湖温泉までのアクセス交通であることから、観光目的でも一定程度利用されている。	・地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）を活用し、かつ関係する市町等と道南バス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、利用実態・ニーズに応じた見直しなど持続可能な移動手段の確保のための最適化について検討を行う。	・壮瞥町 ・洞爺湖町

新旧対照表

新

P163

1）-④　路線バス-市町村単独補助路線

路線名	役割	維持確保の方針	主に係る市町
■道南バス ・34 系統 ■あつまバス ・2 系統	・本地域の幹線交通や広域交通-地域間幹線系統では賄いきれない需要を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。	・36 系統中 23 系統で令和 4（2022）年度の運行収支が赤字となっており、関係する市町と道南バス株式会社及びあつまバス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、持続可能な移動手段の確保のための最適化に向けた検討を行う。 ・なお、系統の維持確保に向けては、必要に応じて、北海道の生活交通路線維持対策事業（広域生活交通路線等）や地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用も検討する。	・胆振地域の全市町

※1　令和６年度第２回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和６年７月１７日開催）において計画変更
（有珠線①及び豊浦線の欄に「令和６年１０月１日から地域間幹線系統補助の対象外」と追記）

※2　令和６年度第３回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和６年９月１１日開催）において計画変更
（※１で追記した文言を更新）

※3　令和８年第１回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和８年６月２日開催）において計画変更
（主に係る市町から、豊浦町を削除）

旧

P163

1）-④　路線バス-市町村単独補助路線

路線名	役割	維持確保の方針	主に係る市町
■道南バス ・34 系統 ■あつまバス ・2 系統	・本地域の幹線交通や広域交通-地域間幹線系統では賄いきれない需要を支える路線バスとして広域交通の役割を担う。	・36 系統中 23 系統で令和 4（2022）年度の運行収支が赤字となっており、関係する市町と道南バス株式会社及びあつまバス株式会社が連携しながら、利用促進に取り組みつつ、持続可能な移動手段の確保のための最適化に向けた検討を行う。 ・なお、系統の維持確保に向けては、必要に応じて、北海道の生活交通路線維持対策事業（広域生活交通路線等）や地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用も検討する。	・胆振地域の全市町

※1　令和６年度第２回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和６年７月１７日開催）において計画変更
（有珠線①及び豊浦線の欄に「令和６年１０月１日から地域間幹線系統補助の対象外」と追記）

※2　令和６年度第３回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和６年９月１１日開催）において計画変更
（※１で追記した文言を更新）

新旧対照表

新	旧
P166（図３を変更） 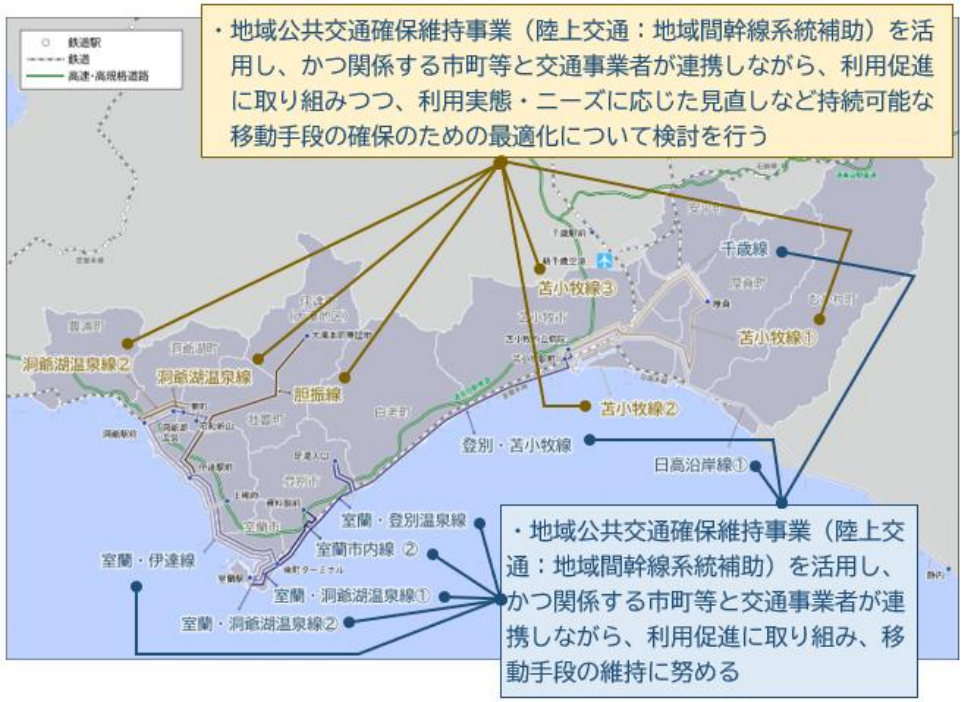 ※　広域交通-地域間幹線系統に係る記載を整理 図　6-3　北海道胆振地域における広域交通（路線バス-地域間幹線系統）の運行概略図 ※　令和６年度第３回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和６年９月１１日開催）において運行概略図変更 ※　令和８年度第１回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和８年６月２日開催）において運行概略図変更	P166（図３を変更） 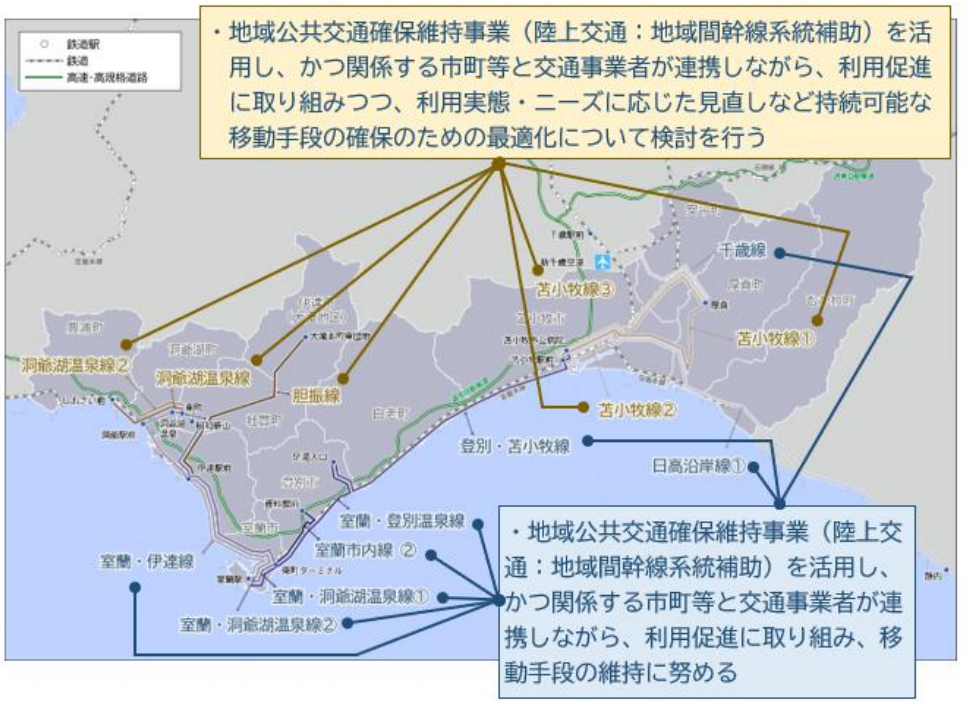 ※　広域交通-地域間幹線系統に係る記載を整理 図　6-3　北海道胆振地域における広域交通（路線バス-地域間幹線系統）の運行概略図 ※　令和６年度第３回北海道胆振地域公共交通活性化協議会（令和６年９月１１日開催）において運行概略図変更

新旧対照表

新

P168

|7-2|各施策・事業の実施方針

各施策に関する取組内容は以下のとおりです。

（1）公共交通を担う人材の確保に向けた魅力発信や自治体施策との連携

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4
	○		○	

目的等	●運転手の仕事の魅力発信や、自治体で実施する移住施策等との連携などにより、公共交通の担い手の確保を図ります。 ●本地域でも直面している担い手不足に対し、国、北海道、関係団体主催による取組に加え、各市町（とりわけ地域公共交通活性化協議会）が主体となった取組も実施します。	
取組概要	1. 国、北海道、関係団体主催による運転手採用イベントを継続的に開催するとともに、各市町（とりわけ地域公共交通活性化協議会）が主催となった運転手採用イベントを開催します。 2. 仕事の魅力を伝えるために就職説明会や運転体験会等の場において、道や自治体の行う移住施策等とも連携しながら、交通事業者、北海道、市町、国が協力して人材の確保に取り組みます。 3. 交通事業者では業務のさらなる効率化等に取り組み、また、施策2の利用促進策を展開することで収支改善を図り、かつ、施策4との連動により担い手の処遇改善に繋がる好循環を生み出します。 4. 外国人材に関する国の制度や先行事例などの情報収集、共有を行い、必要に応じ受け入れの可能性について検討する。	
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者	
取組内容	国	・必要な助言や情報提供 ・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・旅客運送事業者の人材確保支援（二種免許取得支援等）
	北海道	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・交通事業者合同就職説明会等の場において、移住施策との連携（移住・定住ポータルサイトの活用） ・事業者の取組への協力 ・外国人材に関する国の制度や先進事例などの情報収集、共有
	市町	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・交通事業者合同就職説明会等の場において、移住施策との連携 ・事業者の取組への協力 ・外国人材に関する国の制度や先進事例などの情報収集、共有
	交通事業者	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の実施 ・資格取得支援制度や研修制度等の実施 ・外国人材に関する国の制度や先進事例などの情報収集、共有

旧

P168

|7-2|各施策・事業の実施方針

各施策に関する取組内容は以下のとおりです。

（1）公共交通を担う人材の確保に向けた魅力発信や自治体施策との連携

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4
	○		○	

目的等	●運転手の仕事の魅力発信や、自治体で実施する移住施策等との連携などにより、公共交通の担い手の確保を図ります。 ●本地域でも直面している担い手不足に対し、国、北海道、関係団体主催による取組に加え、各市町（とりわけ地域公共交通活性化協議会）が主体となった取組も実施します。	
取組概要	1. 国、北海道、関係団体主催による運転手採用イベントを継続的に開催するとともに、各市町（とりわけ地域公共交通活性化協議会）が主催となった運転手採用イベントを開催します。 2. 仕事の魅力を伝えるために就職説明会や運転体験会等の場において、道や自治体の行う移住施策等とも連携しながら、交通事業者、北海道、市町、国が協力して人材の確保に取り組みます。 3. 交通事業者では業務のさらなる効率化等に取り組み、また、施策2の利用促進策を展開することで収支改善を図り、かつ、施策4との連動により担い手の処遇改善に繋がる好循環を生み出します。	
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者	
取組内容	国	・必要な助言や情報提供 ・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・旅客運送事業者の人材確保支援（二種免許取得支援等）
	北海道	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・交通事業者合同就職説明会等の場において、移住施策との連携（移住・定住ポータルサイトの活用） ・事業者の取組への協力
	市町	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の開催 ・交通事業者合同就職説明会等の場において、移住施策との連携 ・事業者の取組への協力
	交通事業者	・交通事業者合同就職説明会や運転体験会等の実施 ・資格取得支援制度や研修制度等の実施

新旧対照表

新

P174

（4）広域交通等の利用実態を踏まえた路線最適化の実施

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4
			○	

目的等	●国・北海道・市町・交通事業者等が連携し、広域交通等の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に関する取組の推進を図ります。 ●バス事業者による赤字路線の運行に対する支援策について、本地域が一体となり検討・協議を行い、各市町の財政状況などを考慮しつつ、可能な範囲で住民生活等に不可欠なバス路線の適切な支援をしていきます。
取組概要	1. 協議会総会や幹事会、分科会等での協議を基に、路線やサービス水準等の検討及び関係者間連携を推進し、広域交通等の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化を図ります。 とりわけ、最適化が必要な路線については、利用実態・ニーズを把握し、計画期間内での路線形態を含む見直しを行います。 2. 協議会総会、幹事会、分科会の場等を活用し、バス路線に対する支援の枠組みについて、検討・協議を行い、バス路線の適切な維持確保を図るとともに、交通事業者では業務のさらなる効率化等に取り組み、また、施策２の利用促進策を展開することで収支改善を図ります。 3. 各市町で実施しているあるいは今後実施するコミュニティ交通について、利用実態・ニーズに応じた継続的な見直しを行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）も活用した持続性の向上を図ります。 4. 路線の最適化に向けた協議の結果、実証運行検討の必要が生じた場合、各市町を中心に実証運行などを通じ、効果検証した結果を踏まえ、コミュニティ交通の運行可否について判断するとともに、必要な場合においては各市町が中心となり本格運行を行います。 5. 交通空白の解消に向けて、ニーズに応じた交通サービスの検討にあたっては、乗合タクシーやライドシェア等のほか、スクールバスの混乗や福祉車両の空き時間活用など、様々な制度や交通資源の活用について先行事例などの情報収集、共有を行い、必要に応じ活用の可能性について検討する。 6. 広域交通の最適化等の検討に向けて、バス事業者等の共同化・協業化等に係る国の制度や先行事例などの情報収集、共有を行い、必要に応じ実施の可能性について検討する。
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者

旧

P174

（4）広域交通等の利用実態を踏まえた路線最適化の実施

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4
			○	

目的等	●国・北海道・市町・交通事業者等が連携し、広域交通等の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に関する取組の推進を図ります。 ●バス事業者による赤字路線の運行に対する支援策について、本地域が一体となり検討・協議を行い、各市町の財政状況などを考慮しつつ、可能な範囲で住民生活等に不可欠なバス路線の適切な支援をしていきます。	
取組概要	1. 協議会総会や幹事会、分科会等での協議を基に、路線やサービス水準等の検討及び関係者間連携を推進し、広域交通等の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化を図ります。 とりわけ、最適化が必要な路線については、利用実態・ニーズを把握し、計画期間内での路線形態を含む見直しを行います。 2. 協議会総会、幹事会、分科会の場等を活用し、バス路線に対する支援の枠組みについて、検討・協議を行い、バス路線の適切な維持確保を図るとともに、交通事業者では業務のさらなる効率化等に取り組み、また、施策２の利用促進策を展開することで収支改善を図ります。 3. 各市町で実施しているあるいは今後実施するコミュニティ交通について、利用実態・ニーズに応じた継続的な見直しを行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）も活用した持続性の向上を図ります。 4. 路線の最適化に向けた協議の結果、実証運行検討の必要が生じた場合、各市町を中心に実証運行などを通じ、効果検証した結果を踏まえ、コミュニティ交通の運行可否について判断するとともに、必要な場合においては各市町が中心となり本格運行を行います。	
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者	
取組内容	国	・支援策等の情報提供 ・先進事例等の情報提供 ・運行に係る法関係の指導
	北海道	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に係る検討・協議 ・交通事業者からの利用データ取得、利用状況のモニタリング ・バス路線維持確保に向けた適切な支援の枠組みの検討・実施

新旧対照表

新

P175

取組内容	国	・支援策等の情報提供 ・先進事例等の情報提供 ・運行に係る法関係の指導
	北海道	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に係る検討・協議 ・交通事業者からの利用データ取得、利用状況のモニタリング ・バス路線維持確保に向けた適切な支援の枠組みの検討・実施 ・交通空白の解消の取組等に係る制度や先進事例の情報収集、活用可能性の検討 ・バス事業者等の共同化・協業化等に係る制度や先進事例の情報収集、実施可能性の検討
	市町	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に係る検討・協議 ・利用データ取得、利用状況のモニタリング ・運行状況等のデータ提供 ・必要に応じた交通事業者に対する路線見直しの打診 ・バス路線維持確保に向けた適切な支援の枠組みの検討・実施 ・コミュニティ交通の運行内容検討・運行維持確保 ・各市町の地域公共交通活性化協議会等の開催・協議 ・交通空白の解消の取組等に係る制度や先進事例の情報収集、活用可能性の検討 ・バス事業者等の共同化・協業化等に係る制度や先進事例の情報収集、実施可能性の検討
	交通事業者	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化等に係る協議・検討・実施 ・利用データ提供、利用状況のモニタリング ・必要に応じたモビリティの安全な運行 ・業務のさらなる効率化の検討・実施 ・バス路線の維持確保に向けた適切な支援の要望に必要な取組の実施 ・バス事業者等の共同化・協業化等に係る制度や先進事例の情報収集、実施可能性の検討

旧

P175

取組内容	市町	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化に係る検討・協議 ・利用データ取得、利用状況のモニタリング ・運行状況等のデータ提供 ・必要に応じた交通事業者に対する路線見直しの打診 ・バス路線維持確保に向けた適切な支援の枠組みの検討・実施 ・コミュニティ交通の運行内容検討・運行維持確保 ・各市町の地域公共交通活性化協議会等の開催・協議
	交通事業者	・路線の維持及び持続可能な移動手段の確保のための最適化等に係る協議・検討・実施 ・利用データ提供、利用状況のモニタリング ・必要に応じたモビリティの安全な運行 ・業務のさらなる効率化の検討・実施 ・バス路線の維持確保に向けた適切な支援の要望に必要な取組の実施

新旧対照表

新

P177

（5）幹線交通と広域交通、生活圏交通のシームレス化のさらなる推進

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4
		○	○	○

目的等	●乗継拠点やバス停等を整備し、乗り継ぎをスムーズに行えるようにすることで利便性を向上させ、利用者の満足度向上や利用促進に繋げます。 ●国・北海道・市町・交通事業者等が連携し、鉄道と路線バス、路線バスと路線バスなどの各公共交通同士の接続性を継続的に改善することで、利用者利便性のさらなる向上を目指します。	
取組概要	1. 乗継拠点やバス停等の整備を実施し、鉄道と路線バス、路線バスと路線バスなど、輸送手段相互のシームレスな乗継<u>に向けたキャッシュレス決済の導入など</u>の~~ため~~取組を推進します。 2. 広域交通・生活圏交通は、各上位となる交通（広域交通の場合は幹線交通、生活圏交通の場合は広域交通）の運行時刻に可能な範囲で接続性を確保した運行計画を作成し、運行を行います。	
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者	
取組内容	国	・必要な助言や先進事例等の情報提供 <u>・キャッシュレス決済導入に向けた支援の検討</u>
	北海道	・広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議 ・関係者間の調整、先進事例の情報提供 <u>・キャッシュレス決済導入に向けた支援の検討</u>
	市町	・必要に応じた地域公共交通再構築事業を活用した乗継拠点の創出 ・広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議 ・各市町内の生活圏交通に関わる運行計画の検討及びモビリティの運行 ・事業者の取組への協力及び交通事業者との調整 <u>・キャッシュレス決済導入に向けた支援の検討</u>
	交通事業者	・乗継拠点など利用環境の整備 ・広域交通及び生活圏交通に係る公共交通の接続性の改善の検討・協議・実施 ・幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保 ・安全なモビリティの運行 <u>・キャッシュレス決済導入に向けた検討及び導入</u>

旧

P177

（5）幹線交通と広域交通、生活圏交通のシームレス化のさらなる推進

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4
		○	○	○

目的等	●乗継拠点やバス停等を整備し、乗り継ぎをスムーズに行えるようにすることで利便性を向上させ、利用者の満足度向上や利用促進に繋げます。 ●国・北海道・市町・交通事業者等が連携し、鉄道と路線バス、路線バスと路線バスなどの各公共交通同士の接続性を継続的に改善することで、利用者利便性のさらなる向上を目指します。	
取組概要	1. 乗継拠点やバス停等の整備を実施し、鉄道と路線バス、路線バスと路線バスなど、輸送手段相互のシームレスな乗継のための取組を推進します。 2. 広域交通・生活圏交通は、各上位となる交通（広域交通の場合は幹線交通、生活圏交通の場合は広域交通）の運行時刻に可能な範囲で接続性を確保した運行計画を作成し、運行を行います。	
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国　・北海道　・市町　・交通事業者	
取組内容	国	・必要な助言や先進事例等の情報提供
	北海道	・広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議 ・関係者間の調整、先進事例の情報提供
	市町	・必要に応じた地域公共交通再構築事業を活用した乗継拠点の創出 ・広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議 ・各市町内の生活圏交通に関わる運行計画の検討及びモビリティの運行 ・事業者の取組への協力及び交通事業者との調整
	交通事業者	・乗継拠点など利用環境の整備 ・広域交通及び生活圏交通に係る公共交通の接続性の改善の検討・協議・実施 ・幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保 ・安全なモビリティの運行

新旧対照表

新

P178

取組内容

図 7-3 地域公共交通再構築事業

地域公共交通再構築事業等（社会資本整備総合交付金等）_国土交通省

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

スケジュール

令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度
■交通事業者等との調整		■乗継拠点の創出		
■先進事例等の情報提供				
■広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議・実施				
■幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保				
■生活圏交通に係る運行計画の検討及びモビリティの運行				
	■キャッシュレス決済導入に向けた検討			
		■キャッシュレス決済導入		

旧

P178

取組内容

図 7-3 地域公共交通再構築事業

地域公共交通再構築事業等（社会資本整備総合交付金等）_国土交通省

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

スケジュール

令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度
■交通事業者等との調整		■乗継拠点の創出		
■先進事例等の情報提供				
■広域交通及び生活圏交通に係る交通事業者への公共交通の接続性の改善の検討・協議・実施				
■幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保				
■生活圏交通に係る運行計画の検討及びモビリティの運行				